



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 村営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課） 1
- 道路の区域の変更・4件（道路管理課） 1
- 金武湾港宇堅海浜公園の利用料金の承認（海岸防災課） 3

公 告

- 知事の職務代理者（秘書課） 3
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・2件（道路街路課） 3
- 官民連携国際旅客船受入促進協定の縦覧（港湾課） 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 4

告 示

沖縄県告示第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、多良間村長から多良間村マガリ原地区（農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成30年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年3月6日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成30年 3月 6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国頭東線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	国頭村字楚洲伊江原50番7から 国頭村字楚洲伊江原67番まで	7.4m ～ 48.2m	338.1m
新	国頭村字楚洲伊江原50番7から 国頭村字楚洲伊江原67番まで	10.6m ～ 86.7m	338.1m

沖縄県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年3月6日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国頭東線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	国頭村字楚洲伊江原150番2から 国頭村字楚洲伊江原220番1まで	6.7m ~ 33.4m	1,357.7m
新	国頭村字楚洲伊江原150番2から 国頭村字楚洲伊江原220番1まで	11.5m ~ 47.0m	1,357.7m

沖縄県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年3月6日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国頭東線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	東村字高江77番1から 東村字高江77番1まで	15.9m ~ 19.0m	19.0m
新	東村字高江77番1から 東村字高江77番1まで	17.2m ~ 19.5m	19.0m

沖縄県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成30年3月6日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 保良西里線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市平良字西原3番から 宮古島市平良字西原185番2まで	11.9m ~ 47.6m	860.6m
	宮古島市平良字西仲宗根857番6から 宮古島市平良字西原310番4まで	11.9m ~ 58.8m	880.0m
新	宮古島市平良字西仲宗根857番6から 宮古島市平良字西原310番4まで	11.9m ~ 58.8m	880.0m

沖縄県告示第119号

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第13条第3項の規定により、次のとおり金武湾港宇堅海浜公園の利用料金を承認した。

平成30年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 金武湾港宇堅海浜公園
- 2 指定管理者 那覇市辻1丁目2番17号西武コーポⅢ1階 株式会社T・K企画
- 3 利用料金の適用年月日 平成30年4月1日
- 4 利用料金の額

有料施設名		利用料金の額
駐車場	乗用車	1回につき500円
	バス	1回につき1,000円
シャワー		1回につき200円

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成30年3月11日から同月15日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成30年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・3号真地久茂地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成19年沖縄総合事務局告示第34号、平成26年沖縄総合事務局告示第23号及び平成28年沖縄総合事務局告示第52号の事業地のうち那覇市樋川1丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成19年7月3日から平成34年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・10号識名真地線
- 2 施行者の名称 沖縄県

- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成19年7月23日から平成34年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の18第3項の規定により、官民連携国際旅客船受入促進協定（以下「協定」という。）を締結しようとするので、次のとおり当該協定を縦覧に供する。

なお、当該協定について、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに港湾管理者に意見書を提出することができる。

平成30年3月6日

本部港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 協定の名称 本部港クルーズ拠点形成協定書
- 2 協定国際旅客船受入促進施設の名称及び所在地
 - (1) 名称
 - ア 係留施設 岸壁
 - イ 民間国際旅客船受入促進施設 本部国際クルーズターミナル
 - (2) 所在地 本部町本部港内
- 3 協定の有効期間 協定締結の日から平成47年3月31日まで
- 4 縦覧期間 平成30年3月6日から同月19日まで
- 5 縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県北部土木事務所及び本部港管理事務所
- 6 意見書の提出先 沖縄県土木建築部港湾課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月28日 沖縄県指令土第548号、平成29年1月10日 沖縄県指令土第17号（変更）、平成30年2月22日 沖縄県指令土第125号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市宇座安33番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町宇宮城2番地 株式会社J P コーポレーション 代表取締役 長田信人
- 5 検査済証番号 平成30年2月26日 第4451号
- 6 工事完了年月日 平成30年1月20日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--